年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概	要
---------------	---

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 6件

厚生年金関係 6件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 4件

申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録については、申立期間のうち、 平成4年4月から6年10月までは41万円、同年11月から7年2月までは36 万円、同年3月から8年12月までは41万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和23年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年4月から平成9年7月まで 申立期間の標準報酬月額が低い記録になっているので、適正な記録に訂正 してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成7年2月から同年4月までの期間については、申立人から提出された給与明細により、申立人は、41万円又は47万円の標準報酬月額に見合う報酬を支給され、36万円又は41万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、給与明細において確認できる保険料控除額から、平成7年2月は36万円、同年3月及び同年4月は41万円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、平成4年4月から7年1月までの期間及び同年5月から8年12月までの期間については、申立人は、給与明細を所持していないものの、i)6年1月から同年12月までの期間及び8年1月から同年12月ま

での期間については、源泉徴収票及び市民税・県民税特別徴収税額通知書に記載の社会保険料の金額から判断すると、申立人は6年1月から同年10月までは41万円、同年11月及び同年12月は36万円、8年1月から同年12月までは41万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を、ii)7年1月及び同年5月から同年12月までの期間については、当該期間の直前月と直後月の厚生年金保険料控除額が同額であることから判断すると、同年1月は36万円、同年5月から同年12月までは41万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を、iii)4年4月から5年12月までの期間については、同僚から提出された給与明細から、申立人と同額の厚生年金保険料が長期にわたって控除されていることなどから判断して、当該期間における申立人の厚生年金保険料控除額についても、同僚と同様に、41万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を、事業主により給与から控除されていたことが推認できる。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか 否かについては、事業主に照会したものの回答が得られないため不明であるが、 申立人の給与明細等において確認あるいは推認できる保険料控除額又は報酬 額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期にわたり一 致していないことから、事業主は、給与明細等で確認あるいは推認できる保険 料控除額又は報酬額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険 事務所(当時)は、当該報酬額に見合う保険料について納入の告知を行ってお らず、事業主は、当該期間に係る保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生 年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和62年4月から平成4年3月までの期間及び9年1月から同年7月までの期間については、申立人は、当該期間に係る給与明細、源泉徴収票及び預金取引明細表等を所持していない上、A社の証言も得られないことから、当該期間における申立人の保険料控除額について確認できない。

このほか、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、昭和22年8月5日であると認められることから、申立人の同社における資格喪失日に係る記録を訂正し、当該期間の標準報酬月額を、21年8月から22年1月までは450円、同年2月から同年7月までは600円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 大正5年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年8月5日から22年8月まで

私は、昭和21年6月にA社に入社し、新規事業を始める直前の22年8月までは同社B工場に勤務していた。また、同年4月に弟の葬儀のため会社に忌引の申請をした記憶もある。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人はA社B工場での業務内容や退職に至る経緯を具体的に記憶しており、同社を退職直後に就職したと主張するC社から提出された同社の社史にも昭和22年8月*日の創立総会において申立人が役員に就任した旨の記載が確認でき、申立人の主張とも符合しており、申立人の主張は信憑性が高いと認められることから、申立人が申立期間においてA社B工場に勤務していたことが推認できる。

また、オンライン記録によると、申立人の資格喪失日は昭和21年8月5日となっているが、A社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿においては、申立人の資格喪失日は記載されておらず、22年2月及び同年6月の標準報酬月額の記載が確認できることから、申立人が21年8月5日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が行ったとは考え難い。

さらに、A社B工場に係る上記被保険者名簿において記載がある複数の同僚 についても、被保険者台帳には資格喪失日の記載が無く、オンライン記録も無 いなど、同名簿と被保険者台帳及びオンライン記録とは記録内容が一致してお らず、社会保険事務所(当時)における同社に係る年金記録の管理が適切でなかったことが認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社における資格喪失日は、昭和22年8月5日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記の被保険者名簿の記録から、昭和21年8月から22年1月までは450円、同年2月から同年7月までは600円とすることが妥当である。

申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B営業所における資格取得日に係る記録を昭和41年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から 控除されていたことが認められることから、申立人のA社B営業所における資 格喪失日に係る記録を昭和42年2月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を 4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和11年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年4月1日から同年5月4日まで

② 昭和42年1月31日から同年2月1日まで

私は、A社本社及び同社B営業所に、昭和34年7月から43年5月まで継続して勤務した。

しかし、厚生年金保険被保険者記録は、申立期間①及び②において、空白が生じている。

厚生年金保険料が控除されていたことを証明できる資料は無いが、継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の記録、並びにA社本社及び同社B営業所の複数の同僚の証言から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し(同社本社から同社B営業所に異動)、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により

給与から控除されていたことが認められる。

なお、正確な異動日は明らかでないものの、申立人の主張から判断して、当該期間については、申立人のA社B営業所における資格取得日に係る記録を訂正することが妥当である。

また、当該期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和41年5月の記録から、4万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、商業登記簿謄本によれば、A社は昭和51年6月*日に解散し、当時の事業主は既に他界していることから確認できないが、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所(当時)に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間②について、雇用保険の記録及びA社本社の複数の同僚の証言から 判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し(同社B営業所から同社本社に 異動)、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されてい たことが認められる。

なお、正確な異動日は明らかでないものの、申立人の主張から判断して、当該期間については、申立人のA社B営業所における資格喪失日に係る記録を訂正することが妥当である。

また、当該期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和41年12月の記録から、4万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主による申立人の当該期間に係る保険料の納付義務を履行したか否かについては、上記のとおり、A社は既に解散し、当時の事業主は他界していることから確認できないが、事業主が資格喪失日を昭和42年2月1日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年1月31日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本 文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされ ているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から 控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保 険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立 期間の標準賞与額に係る記録を53万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和49年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月12日

申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事務所から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額(53万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A事務所は、当初、申立人の被保険者資格喪失日を誤って届け出たため、当該期間については被保険者期間とはならない期間となったことから、当該期間に係る保険料を納付していない旨認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録については、申立期間のうち、 平成21年8月は11万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和56年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年11月から21年12月まで

申立期間について、給与は平均25万円前後にもかかわらず、会社から実際の給与よりも低い標準報酬月額で届出されており、納得できない。今後の年金額が低くなってしまうため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、A社は、「当時、実際の給与支給額よりも低い報酬による標準報酬月額で届出を行い、保険料も当該標準報酬月額に基づいて控除していた。」と回答している。

しかし、申立期間のうち、平成21年8月については、事業所提出の賃金台帳のほか、申立人が自身の給与明細書を基に作成した資料(以下「給与明細」という。)によると、記載されている給与の支給金額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額が、当該期間においていずれもオンライン記録の標準報酬月額よりも高額であることが確認できる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに 基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと 認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額 の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定 することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、事業所提出の賃金台帳及

び給与明細において確認できる保険料控除額から、平成21年8月については、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業所提出の賃金台帳及び給与明細において確認できる保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所(当時)で記録されている標準報酬月額が一致せず、また、事業主が社会保険事務所に対して、「資格取得以降、実際の給与支給額よりも低い報酬で届出を行った。」と回答していることから、事業主は事業所提出の賃金台帳及び給与明細で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ず、その結果、社会保険事務所は、当該期間に係る当該標準報酬月額に見合う保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成21年8月を除く期間については、事業所提出の賃金台帳等により、オンライン記録の標準報酬月額を上回る給与が支給されていたことが確認できるが、当該賃金台帳等の保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を超えないことが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者の記録は、資格取得日が平成18年1月31日とされ、同日から同年2月1日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない期間として記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における資格取得日を同年1月31日とし、申立期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和34年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年1月31日から同年2月1日まで

私は、A社に平成18年1月31日から勤務していたが、厚生年金保険被保険者の資格取得日は、同年2月1日で届出されていた。24年になって誤りが分かり、同社が年金事務所で変更手続を行ったが、時効により厚生年金保険の給付額に反映されない期間とされているので、申立期間について、厚生年金保険の給付対象期間に入れてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された社員別出勤表、給料明細書及びA社の回答から判断すると、申立人が同社に平成18年1月31日から勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給料明細書(平成18年2月分)の保険料控除額及び同年2月のオンライン記録から、26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立人に

係る厚生年金保険の被保険者資格取得日を誤って届け出たとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

愛知国民年金 事案 3470

第1 委員会の結論

申立人の平成2年4月から4年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和40年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年4月から4年2月まで

私は、平成4年7月頃、国民年金保険料を遡って納付できる制度があることを知り、慌ててA市役所に出向き、申立期間の保険料を納付できるように手続してもらい、同市役所で同年7月から2、3回に分けてまとめて納付し領収書を受け取った記憶がある。今は、領収書も紛失し納付を証明するものは無いが、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市役所において平成4年7月頃から2、3回に分けて国民年金保険料を遡って納付したとしているが、納付対象期間、納付時期及び納付金額についての記憶は明確でなく、申立期間に係る保険料納付状況の詳細は不明である。

また、A市の申立人に係る検認状況表によると、平成5年度の国民年金保険料については、平成6年4月13日に現年度保険料として一括納付されていることが確認でき、申立人はこの時期に未納保険料の納付に努めていたことがうかがえるところ、この納付年月日を基準とすると、申立期間直後の4年3月から5年3月までの国民年金保険料については、過年度保険料として納付することが可能であったものの、申立期間については、時効により納付することができなかったものとみられる。

さらに、前述の申立期間直後の平成4年3月から5年3月までの国民年金保険料については、オンライン記録及びA市の申立人に係る検認状況表から、過年度保険料として納付されたものとみられ、申立人が申立期間の保険料としてまとめて納付したとする記憶は、当該過年度保険料の一括納付及び上述の現年度保険料の一括納付の記憶である可能性も考えられる。

加えて、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛知国民年金 事案 3471

第1 委員会の結論

申立人の平成9年9月から10年3月までの期間のうちの6か月間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和48年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年9月から10年3月までの期間のうちの6か

月間

申立期間のうち1か月分の保険料は時効のため納付できなかったが、申立期間のうち6か月分の保険料は納付したはずである。

また、申立期間の保険料の納付に関する資料として、A市が発行した「平成 10 年分 国民健康保険料・国民年金保険料納付済額通知書」も見付かったので、申立期間について、国民年金保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は平成7年9月頃に払い出されており、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、この頃に申立人の国民年金加入手続が行われ、この加入手続の際に、被保険者資格を申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した同年1月まで遡って取得する処理が行われたものとみられる。このため、申立期間の保険料については、現年度納付又は過年度納付することが可能であった。

しかしながら、申立人は、申立期間のうち時効のため納付できなかった1か月分を除く6か月分の保険料を納付したはずであるとしているが、申立期間に係る保険料の納付時期、納付場所、納付方法及び納付金額についての具体的な記憶は無く、申立期間に係る保険料の納付状況は不明である。

また、申立人は、申立期間の保険料納付に係る資料として、A市が発行した「平成10年分 国民健康保険料・国民年金保険料納付済額通知書」の写しを提出しているが、当該通知書の写しに記載されている国民年金保険料納付済額

10万5,400円は、オンライン記録上、平成10年中に納付された9年5月、同年7月、10年4月から同年8月までの期間及び同年10月の保険料の合計金額と一致していることから、当該通知書の写しに記載されている国民年金保険料納付済額をもって、申立期間に係る保険料を納付していたと推認することはできない。

さらに、A市の国民年金被保険者名簿においても、申立期間の保険料は未納 とされており、オンライン記録との食い違いは無い。

加えて、申立期間当時には、年金記録管理業務のオンライン化、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機(OCR)による入力等、事務処理の機械化が進み、記録漏れ、記録誤り等が生ずる可能性は少ない。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料 (確定申告書、家計簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたこ とをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号:

生年月日: 昭和5年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年8月1日から25年8月1日まで

厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、A事務所に勤務していた 昭和24年8月から25年7月までの被保険者記録が無いことが分かった。同 事務所に嘱託職員として1年間勤務していたので、申立期間について、厚生 年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が名前を挙げる同僚の証言及び申立人から提出された資料により、申立人が申立期間にA事務所に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、申立期間当時、オンライン記録において、A事務所は、厚生 年金保険の適用事業所として確認することができない。

また、A事務所を継承したB事務所に申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の状況について照会したところ、「申立人の保険料に関する当時の資料は残っておらず、不明である。」との回答があり、保険料控除を確認できる関連資料や証言を得ることはできない。

さらに、申立人が名前を挙げる同僚は、「私は、A事務所卒業後、助手として勤務し始め、昭和29年まで勤務していた。」と証言しているところ、当該同僚の申立期間における記録は共済組合の組合員としての記録となっており、A事務所に係る厚生年金保険の被保険者記録は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和43年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年8月頃から4年2月頃まで

申立期間にA社に勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたと思う。また、社会保険事務所(当時)で、同社の年金記録を確認したはずなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の回答及び雇用保険の記録により、申立人は、申立期間のうち、平成元年11月21日から4年2月26日までの期間において同社に勤務していたことが認められる。

しかし、A社は、「申立人の雇用保険被保険者期間を除く期間についての勤務実態は不明である。申立期間当時は、厚生年金保険の加入を希望しない従業員がいたこともあり、全ての従業員について厚生年金保険に加入させていたわけではなかった。」と回答している。

また、複数の同僚は、「従業員の中には厚生年金保険に加入していない人がいた。」と証言しているところ、当該複数の同僚が記憶している従業員(一人)の氏名は、A社のオンライン記録から確認できない上、当該複数の同僚のうち一人は、「私は、社会保険に入れてほしいと思っていたので、会社に頼んで加入してもらった。」と証言している。

さらに、オンライン記録によると、申立期間におけるA社の記録に、申立人の氏名は見当たらず健康保険整理番号に欠番も無い上、申立人は、昭和63年7月15日から国民年金に加入(国民年金手帳記号番号の払出年月日は、平成2年2月27日)しており、申立期間の大半を含む同年1月から5年3月までは、国民年金保険料の申請免除(全額)期間となっていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認で

きる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和24年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年11月から2年6月まで

私は、平成元年4月にA社B事業所へ入社し、同年8月からは正社員登用され21年7月まで勤務した。

しかし、年金記録を確認したところ、申立期間の標準報酬月額が実際に支払われていた給与額(25万円から28万円)より低く、相違していることが分かった。

現在の記録より支払われていた給与額は高かったのは確かなので、支払われた給与額に見合う報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立人の正社員登用申請に係る稟議書の写し及びA 社発行の給与等の問合せに対する回答から、申立人の申立期間に係る給与額は オンライン記録の標準報酬月額より高額であることは推認できる。

しかし、A社は、「申立人の保険料控除額等については、申立期間当時の賃金台帳等の資料の保存期間が経過しており確認できない。また、当該稟議書の写し及び問い合わせに対する回答に記載されている給与額は、A社が参考資料(未決裁)として発行したもので、確証資料に基づく額ではない。」としていることから、申立人の申立期間における給与額及び厚生年金保険料控除額について確認できない。

また、複数の同僚は、「給与明細書を保管していないが、オンライン記録の標準報酬月額と実際に支払われていた給与額に相違はないと思う。」と証言している上、給与明細書を保管している同僚の保険料控除額を確認したところ、いずれの期間についても保険料控除額に基づく標準報酬月額は、オンライン記

録の標準報酬月額と一致している。

さらに、申立人の標準報酬月額については、平成元年10月に月額変更届がA 社から提出された形跡は見当たらず、申立人に係るオンライン記録において遡 及訂正等の不自然な処理が行われた形跡も無い上、B厚生年金基金の加入員記 録原簿によると、申立人の申立期間に係る基金の報酬標準給与月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致している。

このほか、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生 年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資 料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和22年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年6月1日から43年7月1日まで

② 昭和43年7月1日から47年4月5日まで

退職時に、会社から脱退手当金の話を聞いたことは無く、脱退手当金をもらった記憶も無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金の請求書類として提出された脱退手当金裁定請求書には、申立期間①及び②の事業所名及びその所在地が記載されているほか、当該請求書は、昭和 47 年 5 月 4 日(1 回目は同年 4 月 6 日)に社会保険事務所(当時)において受理され、当該社会保険事務所では、厚生年金保険脱退手当金裁定伺を作成して決裁を得た上で、同年 7 月 4 日に支給決定しているなど適正に裁定手続を行っていることが確認できる。

また、申立人の申立期間②に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、 脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、脱退手当 金裁定請求書受付日から2か月後の昭和47年7月4日に支給決定されている など、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。